

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示案 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)  
 ○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質 (平成十八年十二月環境省告示第四百十八号) (抄)

改 正 案

現 行

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十一号。以下「令」という。)別表第一第一号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 質	係 数
(1) エトキシ化タローアミン(濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。)	一〇〇〇

二 (略)

一 (略)

物 質	係 数
(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	一
(2) アルキルトルエン(アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	一
(3) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	一
(4) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	一
(5) 直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十九以上のものでその混合物に限る。)	一〇〇
(6) 三・五・ジ・エターシャリーブチル酸(三・五・ジ・エターシャリーブチル酸)	一〇〇
(7) デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの混合物	一〇〇

物 質	係 数
(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	一
(2) アルキルトルエン(アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	一
(3) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	一
(4) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	一
(5) デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの混合物	一〇〇

三

(略)

(3)(2)(1)	オレンジ果汁	質	係	数
パーセント未満のものに限る。	グリセリンエトキシラート			〇〇〇
	炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント未満のものに限る。）			〇〇〇

(11)	(10)	(9)(8)
ドのオキシスルフィドモリブデン錯体	リオール ポリオレフィンアミドアルケンアミンポ	パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。） ポリエーテルのほう酸エステル（他の海 洋環境の保全の見地から有害である物質又 は有害でない物質と混合している状態で輸 送されるものに限る。）
—	—	—
		〇〇

二

(略)

(1)	オレンジ果汁	質	係	数
				〇

(9)	(8)	(7)(6)
ドのオキシスルフィドモリブデン錯体	リオール ポリオレフィンアミドアルケンアミンポ	パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。） ポリエーテルのほう酸エステル（他の海 洋環境の保全の見地から有害である物質又 は有害でない物質と混合している状態で輸 送されるものに限る。）
—	—	—
		〇〇